

現代韓国における「死者の政治学」

—— 独立記念館から国立墓地まで ——

田 中 悟

1. はじめに——「死者の政治学」とは何か
2. 独立記念館——放置される理由
3. 戦争記念館——過渡期政権の建設意図とその「生命力」
4. 国立民主墓地——カウンターストーリーの正統化
5. 顕忠院・護国院——「正統なる民主の物語」ならざるもの
6. おわりに

1. はじめに——「死者の政治学」とは何か

本論は、1987年を民主化の画期とする現代韓国において、それを前後する時期に各政権によって建設が推進された独立記念館（全斗煥政権）・戦争記念館（盧泰愚政権）・国立民主墓地（金泳三政権・金大中政権）を考察の手がかりとする。すなわち、それらの施設から看取される「死者をめぐる政治」を整理し、相互の関連性について検討しようとするものである。そうした検討を通じて、民主化を求める学生・市民と韓国軍とが衝突して多数の死傷者を出した光州事件（1980年）に関する教科書的記述を、現代韓国における国民統合の一つの結節点として理解し、その意味するところを探りたい。

まず、「死者と政治」をどのように問題とするのか、という点に関する筆者の問題意識を簡単に述べておく。

近代という時代を「世俗化」という形で理解すれば、それは一般的に、ヨーロッパにおけるウェストファリア体制の出現を一つの基点とする。これは、宗教的世界が普遍性を失って分断され、国家の栄枯盛衰によってその安定を左右される時代の始まりであった。近代社会におけるそうした「世俗化」は、近代科学に象徴されるような合理的思惟と、世界認識の人間中心主義とにつながっていくことになる。

この近代的世界において、近代人の近代的な思惟や認識から排除されたのは、あらゆる超越概念であった。そこで排除された超越概念の中には、神だけでなく、死者も含まれていたのである。けれども、いかに近代を生きる生者の思惟や認識から排除されようとも、

死者は、科学的合理的な枠組みの限界を超えたところから、「存在するのは別の仕方」、生者に関わりを持ち続ける。結果として、近代の生者は、自らの近代的思惟との緊張をはらみつつも、死者と関わるのをやめることはできなかったのである。そこで次に問題となるのは、「生者は、死者とどのように関わるのか」という点である。

超越概念が否定された近代において、超越的な死者とどう向き合うか。宗教的普遍を排除した上でその問題に取り組むとすれば、生者に残されるのは、現世の秩序を他界へも適用する方法しかない。すなわち、国家単位に分断された秩序が死者にも適用され、カール＝シュミットの「例外的事態における友敵の区分」がもたらす観念としての「政治的なもの」が、死者に対しても持ち込まれることになるのである。政治的に引かれた境界線内の死者のみが「死者」として遇される¹⁾。そのような境界線を引く政治的権力は〈死者の範囲〉をめぐるせめぎあい、権力に服する人々はそうした境界線を内面化したり、違和感を覚えたり、時としては拒否したりもする。

このような、死者の範囲をめぐる近代人の営みを、筆者は「死者をめぐる政治」と呼ぶのである。さらに、国家や時々の政権、その他の人間集団などが、どこで／どのように、死者の境界線を引く／引き直すのか。その際に、死者と生者との間ではいかなるコミュニケーションが成立し、そのコミュニケーションに生者はどれほど拘束されるのか。こうした点の分析を研究上の焦点とするのが、ここで報告者が設定するところの「死者の政治学」である。したがって本研究は、先に名を挙げたカール＝シュミットや、シュミットの思考を引き継いで杉田敦が展開するところの「境界線の政治学」⁴⁾を、現代韓国を事例にとって考察するものである、とひとまずは言うことができる。またそれは、宗教学の世界で研究されてきた慰霊・鎮魂論³⁾や、戦争責任論との関係でしばしば議論される「記憶の政治学」²⁾とも、関連を持つであろう。

けれども、敢えて「死者の政治学」と表現するとき、そこには上で見た既存の枠組みをはみ出す要素としての「死者」が、問題として位置づけられることになる。「死者」がここに位置づけられることの問題性は、例えば末木文美士の次のような言葉が言い表している。

…死者を利用しようと思わなくても、慰霊とか鎮魂とかいうとき、結局それは生者の側の一方的な営為に過ぎないのではないか。葬儀は儀礼として整備されることにより、死者を生者の世界から追放する。〈人間〉の世界で、死者は生者の追憶の中にしか場所を見出せない。あるいは、せいぜい墓所でひっそりと息を潜めて生者たちを見守るのが、死者に与えられた役割だ。慰霊・鎮魂も、それとどれだけ違うのか。生者が死者の魂を鎮め、それによって死者の跳梁を封じ込めることではないのか。⁵⁾

政治を一つの社会現象として捉えるならば、それは他者との間で成り立つ営みであるは

ずである。そうした中で、最も極限的な他者たる死者とは、原理的にコミュニケーションが断ち切られている。それ故に、政治は一般に、生者の領域に限定されて議論される。

だが、コミュニケーションの絶対的な不可能性にもかかわらず、死者は生者に語りかけ、生者はその声を聞き、そしてまた死者に語りかける。それは確かに矛盾ではある。それでもやはり、生者が死者に影響力を行使するのと同様、死者もまた生者に影響力を行使するのである。幻視や幻聴と紙一重のところ、生者の記憶や政治的操作を超越した領域から発せられる死者の声を聞き、応えようとする営みにおいて成立するのが、筆者が依拠するところの死者論の立場である⁶⁾。

その意味で「死者をめぐる政治」は、生者が死者に行使する「政治」を指すだけではない。それは、死者と生者との間で両者が相互に作用する事態やその関係性をも、考察の範囲に含むのである。

つまり、社会科学であることを志向する政治学という学問枠組みに、敢えてこうした死者論を導入しようとするところに、筆者の目指す研究上のフロンティアが設定されるのである。それはおそらく、ベネディクト＝アンダーソンの『想像の共同体』の中で、無名戦士への言及に始まる冒頭部分に示唆されていながら、政治学場で議論が深められることのないままにある問題だと言えよう⁷⁾。

したがって、本論が、現代韓国のナショナリズムや国民統合に関連して韓国のナショナルな歴史記念施設や国立墓地を扱う研究であることは確かであるにしても、それはそうした諸施設のコメモレーション機能を考察するだけにはとどまらない。むしろ本論は、先に見た死者論に基づく死者とのコミュニケーション成立の限界点を、国民統合のために造られた現場から読み取ろうとする試みである。

ちなみに、韓国におけるナショナルな歴史記念事業についての研究には現在、大きく二つの流れが認められる。一つは、独立運動家・戦死者・除隊軍人・民主運動家などの本人および遺家族に対する社会保障制度の整備と、国家安全保障に対する国民意識の確立とを目的とする、いわゆる「国家報勲」政策に関連する諸研究である⁸⁾。もう一つは、歴史清算や真相究明、あるいは記憶といった側面から歴史記念事業にアプローチしようとする社会学的な諸研究である⁹⁾。ただ、前者は社会福祉学的な制度研究や政策論を主な内容とする一方で、「民族正気の宣揚」といったテーマを議論の中心に据えてもいて、ナショナリズムそのものを脱自然化して分析の対象とする方向性には、今のところ乏しい。また後者の研究は、日本の慰霊研究や国民国家研究、また日本でも広く知られているジョージ＝L・モッセなども参照しつつ、国立墓地をはじめとする歴史記念施設の分析を展開している。筆者としては、そうした研究を踏まえた上で、生者が一方的に行なう「記念」の考察にとどまらず、「死者とのコミュニケーション」という観点をそこに導入することを目指すものである。

以上を議論の前提とした上で、時系列に沿ってまずは独立記念館から検討を始めること

とする。

2. 独立記念館——放置される理由

手始めに、1987年8月15日の「光復節」に開館した、忠清南道天安市の独立記念館をまず取り上げたい。

とは言うものの、独立記念館について論じようと思ったとき、そこで若干の「気の進まなさ」を覚えたことを告白しておきたい。

個人的に初めて独立記念館を訪れたのは2001年のことであるが、そこで見たのは事前に聞いて得ていた予備知識通りの、すなわち十年一日と形容するにふさわしい展示物であり、持て余すほど広大な敷地の索漠とした有り様であった。そこにあるのは言わば、訪れる者が生きる現代社会とのリンケージを失った〈過去の遺物〉として寂寥感——より日常的な語彙を用いれば「終わっている」感に他ならなかった。

筆者のこの感慨が個人的なものにとどまらないこと、また当時から数年が経過した時点でも状況にさして変化のないことは、「国民からのけものにされる独立記念館」（Chosun Online 2003/08/14）「見学者減少に歯止めがかからない韓国独立記念館」（Chosun Online 2007/08/15）といった『朝鮮日報』の記事からもうかがい知ることができる¹⁰⁾。開館当初にはあったはずの熱気がいまやすっかり消えうせ、独立記念館が訪問者にとってまったく「つまらない」施設と化してしまっているのは、何故なのだろうか。

もちろん、上の記事を書いた記者が指摘しているような、マーケティング不足や交通の不便さなどといった外形的な理由を指摘するのはたやすい。しかし、ここで問題としたいのは、旧態依然とした展示物や予算不足などのように独立記念館自身が抱える諸々の問題が明らかになっていながら、その解決に向けた努力がさほど見られることもなく、今まで放置されてきたのは何故か、という点である。

この問題を考えるためのヒントとなるのが、「独立記念館、全元大統領の名が刻まれた記念碑を撤去」（Chosun Online 2007/04/20）という同じ『朝鮮日報』の記事である。

光州民主化運動（1980年5月、民主化を求める光州の学生・市民らが決起し、韓国軍と衝突して多数の死傷者を出した事件）の弾圧を主導した全斗煥（チョン・ドゥファン）元大統領の名前が刻まれていることから撤去論争が起きていた「独立記念館建立碑」が、20年ぶりに移転された。

独立記念館は19日、「昨年7月の定期理事会で建立碑の移転を決定したことを受け、実行に移した」と発表した。1987年8月15日の開館当時、独立記念館の「同胞の家」前に建てられた建立碑は、今回の措置で400メートル離れた朝鮮総督府建物の撤去部材展示公園付近に移された。建立碑は幅4.5メートル、高さ2.1メートル、奥行き1.3メートルで、建立趣旨文とともに、碑面の下段に「大統領全斗煥」と刻まれている。

これまで市民団体などは、96年に最高裁が全斗煥元大統領に対し、前職大統領としての礼遇を停止する決定を下して以来、建立碑の撤去を要求していた。

独立記念館はこれとともに、全斗煥大統領の名前が刻まれた2つの記念植樹の石板も撤去、倉庫に保管することにした。

遅ればせながらの変革を目指す独立記念館が、全斗煥の名が刻まれた記念碑を今更ながらに撤去した。この一件が意味するところは何だろうか。

敢えて仮説的に述べるならば、独立記念館は、「全斗煥の独立記念館」であり続けてきたが故に、人々の関心の急降下と低値安定に見舞われてきたのではないだろうか。言い換えれば、独立記念館は全斗煥政権時代の韓国においてこそ必要とされたが、以後はその必要性が薄れていったのではないだろうか。以下、そのような観点から、若干の考察を加えてみたい。

全斗煥政権は当時、どのような課題を抱えていたか。12.12クーデタ（1979年）から光州事件（1980年）に至る事態を端緒とする新軍部勢力と民主化運動勢力との対峙。それが、全斗煥政権成立当初の韓国社会の構図であった。したがってこの政権は、民心掌握のための試行錯誤を続けることになった。例えばソウルオリンピック誘致（1981年）・韓国プロ野球創設（1982年）・夜間通行禁止解除（同）などが挙げられよう。

ここから見て取れる全斗煥政権の大きな課題とはすなわち、政権と国民との一体感の創出である。軍部と反軍部、あるいは政府と反政府に分裂する韓国社会を国民的に統合することこそ、全斗煥にとっては優先的な関心事とならざるを得なかった。

1982年に起きた「歴史教科書問題」をこうした文脈の上に置くと、何が見えてくるだろうか。そこに読み込まれるべきはおそらく、国内的な問題解決にむけた〈きっかけ〉としての意味合いであろう。

そもそも、日本の教科書問題に対する韓国側の対応が何故に、国民からの募金に基づく独立記念館建設運動という、きわめて内向きな形式をとらねばならなかったのか。

分裂した韓国社会の統合を喫緊の課題とする全斗煥政権の論理からすれば、その理由は見やすい。日本という「敵」を前にして、ともすれば対立的に位置づけられてきた〈国民〉と〈政府〉が一体となること自体、すなわち官民一体の一大「国民運動」が展開されること自体にこの時期、国内的に重要な意味があった、と考えられる。〈官／民〉の二項対立を〈韓／日〉の二項対立に置き換えることで、一時的にはあるにせよ、国民統合の問題に「解決」がもたらされたのである。したがって、この韓日の二項対立が支配する独立記念館において召還される死者とは、端的に言えば日本との対外的な対立において説明が与えられる者たちである。事実、その建立趣旨文には「この記念館は、その対象となる時期として、旧王朝末葉と日本強占期をまず中心とすることとし、その間に進行する被侵略の実相とその克服のための国内外あらゆる独立運動をこの場において一目で理解できるよう

にするものとする」と明記されている¹¹⁾。

以上の考察を踏まえれば、「日本」を仮想敵とし、独立記念館を通じて表現されねばならないような「ナショナルな一体感創出の必要性」は、全斗煥政権期であればこそのものであり、それ以降（別の言い方をすれば、1987年の民主化以降）の時期との間で必要性の度合いには大きな差があったのではないかと考えられる。だとすれば、民主化によって国民と政府との「ナショナルな一体感」が確立した第六共和国において、「日本からの独立」をめぐる死者を、第五共和国時代と同様に召還し続ける必要が、どこまであったのだろうか。少なくとも、そうした必要性が減少したとは、言えるのではないだろうか。

つまり、独立記念館を必要とした国内情勢は、開館（1987年8月15日）時点ではすでに変化していたのであり、独立記念館は開館時点にはすでにある意味、その使命を終えていたと見るのが妥当だと考えられるのである。当初の目新しさが薄れるとともに来訪者が急速に減少し、そうした事態に対応するための展示内容のイノベーションが進まなかった根本的な理由は、時の政権によってそこに呼び出された「死者」たちとのコミュニケーションの必然性如何にあったのではないだろうか。国民統合という観点からすれば、全斗煥政権時代、官民一体の国民運動を通じて声高に叫ばれた「ナショナルな独立」をめぐる死者とのコミュニケーションは、民主主義的な政治体制も確立して安定化した現代韓国社会において、独立記念館を必要とするほどには、もはや必要とはされないものとなっていたのである。

ちなみに現在、独立記念館では遅ればせながらの変革が進行している。2005年の文化観光部から国家報勲処への移管をきっかけに、2008年からは無料開放化が実現し、建て替えを含む展示館の大規模改装が現在進行中である。こうした改革が、「過去の遺物」に新たな存在意義をどれだけ付与することができるか否か。独立記念館の未来はその帰趨にかかっていると見えよう。

3. 戦争記念館——過渡期政権の建設意図とその「生命力」

次に、ソウル特別市龍山区に立地する戦争記念館を取り上げたい。

独立記念館との対比で言えば、この施設については「盧泰愚の戦争記念館」と呼ぶにふさわしいと思われる。すなわち、開館こそ1994年6月10日と金泳三政権期にずれ込んだが、戦争記念館建設までの経緯を振り返れば、1988年12月31日に戦争記念事業会法が制定・公布され、1989年1月31日には非営利特殊法人・戦争記念事業会が設立されており、戦争記念館起工式は1990年9月28日のことである。つまり、事業自体は盧泰愚政権下で推進されているのである。

では、何故この時期に、「独立」に次いで「戦争」が記念されなければならなかったのであろうか。戦争記念館の展示計画によれば、その「目的」は次の通りである。

わが民族が数多の外侵を克服し、五千年の悠久の歴史を綿々と続けてきた原動力は、五千年の歴史全体を貫く護国英霊たちの殺身成仁の救国意志があったためであった。

この者たちは、国難克服の強靱な意志で民族的危機状況を克服しつつ、一方では燦然たる文化発展を成し遂げ、民族自尊の意志を燃やした。戦争記念館はこうした護国英霊たちの民族自尊と護国意志を表出させ、先烈たちを追慕して、これを鑑とし、南北統一という民族的興望を成就すべき誓いの場としての役割を遂行することをその目的とする。¹²⁾

外国の侵略に立ち向かった「護国英霊」を追慕することで、民族自尊と南北統一という「民族的興望」の成就を誓う。1980年代末から1990年代前半にかけてのこの時期、戦争記念館において、何故にそのような形での死者の想起が求められたのであろうか。

そこに影を落としていると考えられるのが、「民主化時代における軍部勢力出身大統領の政権」という、盧泰愚政権の過渡期的性格である。この時期、1987年の民主化宣言を経て、政権中枢からの軍部出身勢力の退場はもはや規定路線化していた。そうした時代状況の中、来るべき文民政権時代においても「国難克服」の矢面に立つべき国軍の存在は必要不可欠にして正当であることを、軍部出身者たちは主張しなげなかつた。彼らは、その存在意義を自ら主張することによって、国民国家におけるその地位を確保しなげなかつたのである。そのような、政府執権者による国内情勢への対応の一環として、戦争記念館建立を位置づけることができるだろう。

こうした観点から、その展示内容を独立記念館と比較すれば、両者の差異が見えてくる。いずれも歴史博物館としての体裁を併せ持ち、その展示は古代から始まって近現代へと下っていくが、対日独立運動史にピークが来る独立記念館に対し、戦争記念館の場合、最も重点が置かれているのは大韓民国成立以降の国軍史である。屋外展示場の兵器類や戦死者の名が刻まれた銘碑が並ぶ回廊を含め、国軍関係の展示スペースは明らかに他を圧倒しており、施設全体が「国軍のためのもの」であることは否定しがたい。極言すれば、それ以前の歴史展示は国軍（と、警察官を含む大韓民国の戦死者）に正統性を付与するためのものに過ぎない。

独立記念館との対比でもう一点、注目されるのが、展示のイノベーションに見る戦争記念館の「生命力」である。多くの展示室が長年にわたって更新されず、観覧者の不評を買っている独立記念館に対し、戦争記念館では多言語展示パネルの設置や映像設備の新設・更新などが継続的に進められている。その意味で戦争記念館は「終わっていない」施設であると言えよう。

さらに興味深いのは、その進行の不均衡さである。すなわち、予算が投入されて展示内容の更新が頻繁な区域と、開館当時のまま放置されている、もしくは展示の縮小が進められたと思しき区域とが混在するのである。簡単にまとめてしまえば、頻繁に更新される

展示区域は「韓国戦争室」と「国軍発展室」の2カ所であり、その他の区域の更新はほとんど目に付かない。そして、その更新傾向を一言でまとめれば、「北朝鮮脅威論の前面化」となる。朝鮮戦争の展示区域である「韓国戦争室」は、筆者が継続的に観察している2001年以降だけを見ても、それ以前の（抗日運動などを含む）歴史展示などに比べて、スペースの大幅な拡張と内容の充実化に向けた設備・パネルの更新・増強が図られ、それに伴って「韓国の安全保障における主たる脅威」としての北朝鮮の位置づけがより強調されるようになっている。また、「国軍発展室」の中で質量ともに大幅な拡充が図られているのは（朝鮮戦争後の時代における）北朝鮮の潜入工作に関する展示であり、そこでは事件ごとに区切られた展示スペースが新設され、「韓国戦争室」と同様に、詳細な内容の多言語展示パネルや映像設備が新たに配置されている。

いっぽう、放置されているところが多いその他の区域の中で、唯一目立った変化を見ているのが「海外派兵室」である。展示計画時点では「越南派兵館」と名付けられていたこの区域の事実上のメインはベトナム戦争の展示であるが、その展示は設備こそ若干更新されているものの、規模的には明らかな縮小傾向にある。また当初、共産主義の脅威に対する貢献の意義を強調する展示内容であったのが、現在では「部隊ごとの従軍の記録」と展示の重点が微妙に変化している。それに影響されてか、ベトナム戦争と併せて展示されているPKOなどその他の海外派兵活動自体も、その強調の度合いが相対的に低下しているのである。

こうした戦争記念館の設備更新状況から見てくるのは、もっぱら北朝鮮の脅威に依存することで成り立つ「国軍の存在の正当性」の説明の現状である（「反共」から「反北」へのシフト）。韓国軍の存在意義はもっぱら北朝鮮との関係によって語られ、韓国の安全保障は「北朝鮮と戦った人々の死の物語」として語られる。戦争記念館が独立記念館よりも展示内容を更新するだけの「生命力」を宿し、打ち捨てられて顧みられることのない寂寥感——「終わっている」感が少ないとすれば、それは「対日本」の国民統合よりも、「対北朝鮮」の安全保障のほうが、より切実な問題として韓国社会に存在しているからではないだろうか。その切実さとは、生者の応答を求める死者と、死者の応答を求める生者との両者に属する「切実さ」である。つまり、北朝鮮の脅威に立ち向かって死んだ者たちと、同じ脅威に基づく死の可能性を排除できない生者たちとの間のコミュニケーションの場として、戦争記念館は現代韓国社会に成立しているのである。

とすれば、この戦争記念館の現況は、安全保障をめぐる時代状況の変化によって今後、更なる変化を遂げる可能性を秘めていると言えよう。

4. 国立民主墓地——カウンターストーリーの正統化

独立記念館の全斗煥政権期、戦争記念館の盧泰愚政権期に次ぐ時代における「死者と政治」の新たな潮流を象徴するのが、国立民主墓地である。それらが「金泳三・金大中の国

立民主墓地」と呼ぶにふさわしいことは、その沿革を見ればわかる。1963年に竣工していたソウル特別市の4.19墓地は、1995年に国家報勲処に移管されて国立化され、2006年に国立4.19民主墓地と改称された。また、光州広域市の国立5.18民主墓地は1994年に着工して1997年竣工、2002年国立墓地に昇格し、1968年にはすでに慶尚南道馬山市に墓域が造成されていた3.15義挙関連者の墓地は同じく2002年に国立3.15民主墓地への昇格を果たしている。

こうした国立民主墓地の礎を築いたのは、金泳三である。彼は、盧泰愚政権下で三党合同によって与党に加わり、軍部勢力から政権を引き継いだからこそ、彼らとの差を強調しなければならなかった。この課題に対する答えの一つとして、「光州事件の責任追及」があった¹³⁾。

1993年、光州事件を民主化運動と規定し、その延長線上に自らの文民政権を位置づけた「5.13大統領特別談話」に始まって、1995年には事件関連の公訴時効の停止などを定めた「5.18民主化運動などに関する特別法」が制定・公布され、全斗煥・盧泰愚が逮捕・起訴された。金泳三政権下における4.19墓地の国立化と5.18墓地の着工は、こうした一連の政治変動の中で、「独裁政権・軍事政権の対立者」として「民主化」の系譜の上に金泳三政権を位置づけるための説明付けという意味を持たされたのである。さらに、こうした事業は金泳三政権を襲った金大中政権に引き継がれ、その治下でようやくにして5.18墓地国立化と3.15墓地の国立化が達成されたのである。

かくして、金泳三・金大中政権下において構築された「正統な物語」は、6月抗争における民主勢力の側に立ちつつ、5.18抗争を顕彰し、その背後に4.19革命や3.15義挙を位置づけて、自らをその系譜に連ね、そのことによって政権の正統性を主張するものであった。つまりは、「3.15義挙・4.19革命 → 釜馬事態・5.18民衆抗争 → 第六共和国・文民政権」という構図が、この段階に至って韓国政治史における正統の地位を獲得したのである。これに伴って、光州事件をはじめ、それまで基本的には国家の正統な領域から排除されていた民主化運動の死者たちは、韓国現代史上に正統化され、国家の正統性の源泉として位置づけられたのである。

例えば、現行の韓国歴史教科書における光州事件関連の記述は、こうした政治的文脈を正確に反映しているが故に、明らかな定型化が認められる。そこでは常に1987年の6月抗争とセットで光州事件＝「5.18民主化運動」が語られ、第六共和国における「民主の物語」としての地位が確立しているのである。高等学校の韓国近・現代史教科書（2002年検定）の中で最大シェアを占める金星出版社版（「5.18民主化運動、民主主義のために立ち上がった光州市民」→「6月民主抗争、国民の力で達成された民主主義」）だけでなく、大韓教科書版（「5.18民主化運動を武力で鎮圧して樹立された全斗煥政府」→「6月民主抗争で勝ち得た直選制改憲」）など他の教科書においても、維新政権末期や盧泰愚政権以降の時代を含むか否かの差こそあれ、「5.18」運動と「6.29」宣言については同一

の節の中で相互に関連付けながら取り上げられている。こうした歴史記述は、ある意味で軍部・独裁政権におけるかつての「正史」に対するカウンターストーリーだったものの正統化だと言えよう¹⁴⁾。

では、そうした教科書的記述、現代韓国のこの「正統なる物語」を問題化するためにはどうすればいいのだろうか。そこで筆者は次に、そうした「正統なる物語」と対立するもの・そこから排除されるものに注目してみたい。

5. 顕忠院・護国院——「正統なる民主の物語」ならざるもの

韓国の国立墓地は、上述の国立民主墓地に尽きるものではない。それらに先行して、もしくは並行して、もう一つの国立墓地の系列が存在する。すなわち、軍警戦死者や国家有功者・殉職公務員などが埋葬されている顕忠院・護国院である。

国内5カ所に設置されているこれらの国立墓地の沿革を簡単に確認しておく、国立ソウル顕忠院が1955年設置、1965年国立墓地昇格、国立大田顕忠院は1985年に国立墓地として竣工した。また、慶尚北道永川市の国立永川護国院は2001年、全羅北道任実郡の国立任実護国院は2002年にそれぞれ開院し、2006年にも国立墓地への昇格を果たしている。さらに、首都圏住民を対象として建設が進められていた京畿道利川市の利川護国院も、2008年に竣工している。

これらの顕忠院・護国院に埋葬されている死者と彼らに与えられた物語は、国立民主墓地のそれらと対立する部分が少なくない。例えばソウル顕忠院に眠る李承晩は当時の独裁政権の執権者として3.15墓地や4.19墓地の死者と対立関係にあるし、朴正熙は全斗煥や盧泰愚に連なる軍事政権を体現する人物であるという意味において5.18墓地の死者とは対立関係にあると言えよう¹⁵⁾。さらに、4カ所の顕忠院・護国院に埋葬されている国軍兵士や警察官は、「3.15」や「4.19」、さらには「5.18」の視点からすれば、民主化運動に対する鎮圧部隊として投入された側に立つ人々であり、「正統なる民主の物語」においてはいわば対立者として登場することになる¹⁶⁾。

つまり、国立墓地（国立民主墓地）の死者と国立墓地（顕忠院・護国院）の死者とが政治的に対峙している状況が、現代の韓国において見出せるのである。どちらも簡単に切り捨てることはできない死者たちが、同じ国立墓地という位置づけにおいて、しかし空間的には離隔した形で、並存する。死者たちのこうした関係に対して、どのように向き合い、どのように折り合いをつけることが可能なのだろうか。

一つ考えられるのが、「対外的安全保障」と「国内的民主化」という棲み分けである。戦争記念館と顕忠院・護国院とを物語的に一体化してとらえ、国立民主墓地の物語との役割分担を図るのである。

しかし、この棲み分けにもいくつかの問題点は残る。ここでは四点ばかり指摘しておきたい。

第一に、ベトナム戦争の戦死者の問題である。対北朝鮮安全保障の物語を重視する戦争記念館的な「対外的安全保障」の物語においては、相対的に後景へと追いやられ、国立墓地では残務処理の如く埋葬される存在としてのみ扱われる死者たち。そのように不条理な扱いを受けた死者は、簡単に立ち去ることなく、絶えず生者の前に回帰してくる。ベトナム戦争に犠牲を払った彼らの〈無念〉は果たして、韓国社会において今後いかに扱われるべきものであろうか。

第二に、いわゆる殉国先烈・愛国志士に係る問題である。「殉国先烈」とは1945年の日本敗戦＝「光復」に至るまでに抗日・独立運動に従事して命を落とした者のことであり、「愛国志士」とはそれらの運動に従事した事実のある者として認められた人々のことを指す。彼らのための墓域は「愛国志士墓域」と称してソウルと大田の顕忠院にあるのだが、そこに眠る殉国先烈・愛国志士と建国後の韓国軍戦死将兵とは、「顕忠院において国家が顕彰する死者」としての共通した意義づけがなされつつも、完全に統合されることへの違和感を払拭できずにいる¹⁷⁾。こうした殉国先烈・愛国志士を、顕忠院・護国院の他の死者たち、あるいは国立民主墓地の死者たちとの関係において、どのように位置づけることができるのだろうか。

第三に、「内乱鎮圧」に伴う軍警の死者の問題がある。「正統なる民主の物語」において、〈行く手に立ちはだかる敵対者〉としての配役をのみ与えられる死者たちをいかに位置づけるか。ベトナム戦争参戦者とはまた別の意味で、「対外的安全保障」という物語には回収され得ない死者たちへ、彼らと厳しく対峙した死者たちとともに応答するには、どのような仕方が考えられるだろうか。

最後に、統一問題との関連である。「統一」とは、生者だけの問題ではない。それは、光復・建国以後、朝鮮戦争や対南／対北工作などをめぐって朝鮮半島で対峙してきた南北両国の歴史が生み出してきた双方の死者たちの「統一」でもある。本論で見てきた韓国の、北朝鮮の存在に依存する「対外的安全保障」の物語は、南北統一というイシューをめぐって今後予想される変化の波にどう対処し、死者と生者とのコミュニケーションの回路をいかに構築していくのか。また、それと表裏一体の関係を結ぶ「国内的民主化」の物語は、〈国民〉と〈民族〉とがせめぎ合う南北関係に対して今後、どのように向き合い、同様のコミュニケーションをいかに成立させていくのか。

第一の問題は韓国の対外的国家的責任の問題として、また第二の問題は独立と建国とをめぐる韓国近現代史の歴史的正当性の問題として、第三の問題は国内的に対峙した〈内戦〉で生じた〈分裂〉の和解の問題として、第四の問題は国民・国家の未来像をめぐる問題として、それぞれ理解することができよう。これらはいずれも未解決の問題として、韓国社会に横たわっている。ただそれらは、生者の都合でのみ〈解決〉できるものではない。例えば光州事件に対して国立5.18民主墓地が果たしているような、かつて国家もしくは社会の中で正当に位置づけられることのなかった死者たちを正当に位置づけ、様々な形での

生者とのコミュニケーション回路を確保する働きは、上記の諸問題に対する解決方法の中でも、おそらくは不可避の課題となっていくはずである。

6. おわりに

ここまで検討してきたことから、現代韓国における「死者と政治」に関して言えることをまとめておこう。

独立記念館から国立墓地までを見てきた中で、そこに底流するものとしてまず指摘できるのが、「日本」という存在の軽量化もしくは後景化である。「日本」を媒介として対外的独立を物語ろうとする独立記念館から、「北朝鮮」を媒介にして国家的安全保障を物語ろうとする戦争記念館を経て、「軍部独裁政権」を媒介にして国内的民主化を物語ろうとする国立民主墓地へ、という歴代政権下における「死者」をめぐる政治の流れは、「民主化の物語」と「安全保障の物語」との対峙へと帰結した。これをナショナリズムの観点から言い直せば、「対外的独立運動史から自国・自民族史へ」とまとめられよう。国民的一体感を手軽に創出するための手段として「反日カード」が今なおそれなりに機能することは事実であるとしても、いまや安定的な民主主義国家となった韓国の人々にとって「独立」が空気のごとき所与のものとなりゆくにつれて、韓国近現代史におけるポスト植民地の時期——大韓民国史・南北関係史——の存在感増大と反比例する「日帝36年」の相対的地位低下は否定しがたい。それが、例えば1980年代の教科書問題と2000年代の教科書問題との間の、韓国における重みの差にも現れていると考えられる。とりわけ、「民主化」以前と以後との差が持つ意味は、小さくないだろう。

次に、「北朝鮮」という存在が持つ意味合いのシフトが指摘できる。かつて、官民一体を演出する独立記念館的な「上からのナショナリズム」に対抗する「下からのナショナリズム」として、統一ナショナリズムの主張が光彩を放った時代があった。民主化勢力の中で、下からの「民族的ナショナリズム」によって上からの「国家的ナショナリズム」を乗り越えようとする流れが、かつては確かに一つの主流として存在したのである。しかし、そうした構図は今や、かつてのような光を失い、その終焉を迎えつつあるのではないだろうか。つまり、「敵（軍部独裁政権）の敵（北朝鮮）は味方」という第五共和国的な対抗構図の変容過程としての第六共和国史——反政府運動と対北朝鮮シンパシーとの結びつきの弱化と、民主化に伴う政府と国民との結びつきの強化——という側面である。こうした観点からすれば、統一という問題は「民主化から統一へ」と図式化できるほどに単純な道程を歩むものではないことも、併せて指摘できるだろう。

以上の点を踏まえつつ、「死者と政治」という視座から見る現代韓国の当面の課題として、ここで何が言えるだろうか。

一言で表せばそれは、「不快なる告発者としての死者」といかにして「ともに生きていく」か、ということになるだろう。

「3.15」や「4.19」、あるいは「5.18」がいかに韓国民主化の礎として位置づけられようとも、李承晩や朴正熙・全斗煥・盧泰愚らもまた現代韓国の礎となったことは紛れもない事実であり、それ自体を否定することはできない。これは、〈汚れた戦争〉としてのベトナム戦争の参戦者たちにしても、民主化運動の行く手に立ちはだかる形となった軍警鎮圧部隊の死者たちについても同様である。いま彼らは、民主化の物語が正統の地位を占める現代韓国にあって、ネグレクトされた死者として、生者をしばしば告発する。

韓国の民主化は、反体制であった民主化勢力を体制化し、旧来の対立構図を止揚する「民主国家」の登場をもたらした。けれども、「死者をめぐる政治」という観点からすれば、それは同時に、国家の内部に新たな区分線を持ち込み、新たな国民統合の課題をもたらしたのである。具体的な例を挙げるならば、一つは戦争記念館と顕忠院・護国院とが象徴する死者たち、とりわけ建国後の軍警戦死者の処遇の問題である。民主化の物語が正統の地位を占める現代韓国にあっては、彼らは時として、政治的な排除に対する警戒心や危機感を抱かざるを得ない場面に遭遇する。その時、彼らはネグレクトされた死者として、生者をしばしば実際に告発する¹⁸⁾。

そのような「告発する死者」の具体的な事例として、1989年の「東義大事件」で亡くなった警察官を挙げることができよう¹⁹⁾。

「東義大事件」とは、1989年5月、メーデー集会後の警察との衝突において連行された者の釈放を要求する学生たちによって、警官5人が釜山・東義大学校構内に拉致されたことが発端となったものである。警察の「救出作戦」の過程で、警官7人が死亡し、11人が重傷を負った。この事件で起訴された学生たちには最高で無期懲役の刑が言い渡されたのだが、2002年、東義大デモ参加者46人が「民主化運動関連者」と認められ、前科記録の抹消とともに恩赦を受けたのである。この処分を憲法違反だとする憲法訴願が2005年に却下されたことを受け、警察官の遺族は次のように述べたという²⁰⁾。

「この国を離れたいです。これ以上ここでは住みたくないです」

東義大学事件当時、死亡した故チェ・ドンムン警衛（日本の警部補にあたる）の妻シン・ヤンジャさんは27日、東義大学事件関連者を民主化運動家として認めたのは憲法違反だとして起こした憲法訴願に対し、憲法裁判所が却下の決定を下すと、涙声になって怒りをぶつけた。

シンさんは、「私の夫は国により犠牲となった被害者」と言いながら「警官を殺した人も国家功労者なら、国のために命をかけて働く警察官などいなくなる。世の中にこんな道理はない」と憤激した。

故チョン・ヨンファン警査（日本の巡查部長に当たる）の兄、チョン・ユファン遺族代表（46）も同じ意見だった。「国立墓地に葬られた私の弟も国家功労者で、私の弟に火をつけて殺した人々も国家功労者とは、世の中にこんな矛盾が通りますか」。

チョンさんは、「政治論理ですべての問題を解決しようとする思惑」と声を荒らげた。「実際に被害にあった人間がいるにも関わらず、そのデモを行った人々の行為が民主化運動だというなら、私の弟は民主化運動に反したという意味ではないですか」。

さらにチョンさんは、「私の弟は、民主化を阻んだのではなく、拉致を行った学生の鎮圧に出ただけ」とし、「今も各地でデモが行なわれているが、それに対応する行為が不法だとすれば、もう警官はデモの阻止などできない。必要な時は利用して、後で時代が変われば濡れ衣を着せるこの国は法治国家とはいえない」と述べた。

彼ら遺族を突き動かしている死者たちは、「民主の物語」の陰に追いやられ、現代の韓国社会において居場所を与えられないままにいる数多くの死者を代表して、そこに立ち現れているのである。ここに見られる死者と生者との関係には、かつての軍事政権下で強く抑圧されていた死者たち——その代表こそ、「5.18」＝光州事件の犠牲者たちであった——と民主化運動へと突き動かされていった生者たちとのあり方とパラレルな要素を見ることができる。

だが、そうした死者の告発は、「安全保障の死者」と「民主化の死者」とが正統の地位を奪い合うような単純な二項対立とはなり得ない。現在の民主化された韓国を是とする限り、民主化の物語がその地位を根底から覆されることはない。したがって、ハンナラ党とて「5.18」の意義を否定することはない²¹⁾、「ニューライト」の立場からの「代案教科書」が編纂されても、「5.18」を民主化運動と認定する点においては変わるところがないのである²²⁾。

以上を改めてまとめれば、現代韓国の課題とは、安全保障（戦争記念館・顕忠院・護国院）を否定することも、民主化（国立民主墓地）を否定することもなく、またそれぞれが取りこぼしている死者をも包摂する韓国史・韓国社会をいかに築いていくか、という点にあると言えよう。

そこで、現代韓国を事例として考察を進めてきた本論においてはいささか唐突ではあるが、文芸評論家・加藤典洋の著書『敗戦後論』を最後に取り上げてみたい。周知のごとく、1990年代半ばの、高橋哲哉とのいわゆる「歴史主体」論争の一方の当事者としての加藤の議論は、「排他的ナショナリズムの典型」として激しく批判され、非難を浴びた。そうした評価は現在に至るまで尾を引いている²³⁾。しかし、その議論の内容を「死者の政治学」という観点から見直したとき、そこには死者とのコミュニケーションの現場から思考するための重要なヒントが見出されるように思えるのである。

かつて1990年代に加藤は、戦後日本社会における改憲派保守陣営と護憲派革新陣営との間の「人格分裂」を指摘し、内なる死者を先において外なる死者への追悼に向かうという形でのブレイクスルーを構想した。それは、追悼という行為における前後の順序を定めるという趣旨の主張ではなく、二様に分裂する死者との向き合い方について、膠着した当時

の状況を克服するあり方の創出を模索するものであった。

したがって、いまわたし達に求められているのは、世界史、自国史のいずれとも自分を関係させ、その双方との関係の中で、その双方をいわば串刺しにする形で、これまでとは違う歴史との関係を作り出すことだろう。そうでなければ、わたし達に歴史との関係、つまり他者との関係はもてない。……世界史のうちに位置をもち、かつ自国史のうちにも位置をもつあり方を作り出すこと。世界史と自国史との狭間を生きること、それが、歴史を引き受ける、歴史を形成すると私がいう時の、歴史の意味ということになる。²⁴⁾

内田樹は、こうした加藤の議論に、「[正義]は原理の問題ではなく、現場の問題である」との考え方を見出した上で、高橋哲哉の議論を念頭に置きつつ次のように述べている。

ことが政治にかかわる限り、どのように善意に基づいてなされたものであっても、私たちはそのつとすでに汚れている。いかなる汚れもまぬかれた無垢の政治的立場というものを無限消失点のようなものとして想定して、それを希求することを「政治的正しさ」だとする考え方に私はどうしても同意することができないのである。(傍点原文)²⁵⁾

本論のここまでの検討から見えてきたのは、加藤の言う「敗戦後論」のごとき、死者とのコミュニケーションの現場から始まる「民主化後論」の、現代韓国における必要性なのではないだろうか。つまり問題は、典型的には戦争記念館・顕忠院・護国院と国立民主墓地との間に見出される、死者とのコミュニケーションをめぐる「ねじれ」を前にして、正統の地位を占める民主化の物語が、イデオロギー的な国家批判²⁶⁾を超えて、自らのうちに不純な「汚れ」を引き受けつつ、かつて対峙した死者をも取り込み、それらの死者とのコミュニケーションをも可能にするバージョンアップをいかにして果たすか、という点に係わるのである。その成否はおそらく、親日派と名指される死者たちや、朝鮮戦争で対峙した北朝鮮の戦死者たちが抱える「ねじれ」にも、影響を及ぼすことになるだろう。

付記

本論は、東アジア宗教文化学会創立記念国際学術大会（於：韓国・東義大学校、2008年8月1日～4日）における報告「死者と政治—現代韓国の事例—」および2009年度日本比較政治学会（於：京都大学、2009年6月27～28日）における報告「現代韓国におけるナショナルアイデンティティの政治—歴史博物館と国立墓地をめぐって—」に基づくものであるとともに、財団法人三島海雲記念財団 平成20年度（第46回）学術研究奨励金に基づ

く研究成果の一部である。

注

- 1) そのような、ヨーロッパにおける死者に対する態度の変容については、ジョージ=L・モッセ〔宮武実知子訳〕『英霊一創られた世界大戦の記憶』（柏書房、2002年）に詳しい。
- 2) 杉田敦『境界線の政治学』（岩波書店、2005年）、特に第一章「政治と境界線」を参照のこと。
- 3) さしあたり、國學院大學研究開発推進センター〔編〕『慰霊と顕彰の間—近現代日本の戦死者観をめぐって』（錦正社、2008年）などを参照。
- 4) 例えば、石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶』（明石書店、2000年）など参照。
- 5) 末木文美士『他者・死者・私—哲学と宗教のレッスン』（岩波書店、2007年）43頁。
- 6) このような内容の死者論を学問的に考察している研究者としては、末木文美士や内田樹が挙げられる。末木は、自らの専門である仏教学を下敷きにして、渡辺哲夫の精神医学や田辺元の「死の哲学」などを取り入れつつ、〈死者〉との関わりを根源的に問い直す議論を展開している（前掲『他者・死者・私』の他、『仏教 vs. 倫理』ちくま新書、2006年、など参照）。いっぽう内田は、レヴィナスやラカンといったフランス現代思想の考察を通じて、「他者論としての死者論」を論じている（『他者と死者—ラカンによるレヴィナス』海鳥社、2004年、また『死と身体—コミュニケーションの磁場』医学書院、2004年、など参照）。
- 7) アンダーソン『想像の共同体』を契機の一つとするナショナリズムの研究は、政治学の世界でも宗教学の世界でもそれぞれに進められている。だが、管見の限りでは、両分野の研究が交差する場や機会はいへん少ないように思われる。
- 8) この立場を代表する研究として、柳永玉『国家報勲学』（弘益齋、2005年）が挙げられる。
- 9) 代表的研究者としては、鄭濤基の名を挙げることができる（「国民国家の神聖性と死者の祀り—国立墓地の造営と維持を中心に」徐勝〔編〕『現代韓国の安全保障と治安法制』法律文化社、2006年、および『韓国の歴史記念施設』民主化運動記念事業会、2007年、など参照）。
- 10) 以下、本文中に示した『朝鮮日報』記事の日付は、オンライン日本語版の記事入力日に従っている。このため、実際の『朝鮮日報』紙面やオンライン韓国語版の掲載日とは通常1日程度、場合によってはそれ以上のズレが見られる。
- 11) 独立記念館建立史編纂委員会『独立記念館建立史』独立記念館【韓国】、1988年、603頁。
- 12) 「戦争記念館 展示計画」『軍史』24号、国防軍史研究所【韓国】、1992年6月、245頁。
- 13) ただし、全斗煥政権期を通じて「暴徒による暴動」もしくは「内乱」とされてきた光州事件を民主化運動の一環として位置づけ、事件の犠牲者に対する名誉回復と補償とを図る動きそのものは、盧泰愚政権時代から始まった。盧泰愚が大統領に就任した1988年から1年間にわたって光州事件に関する聴聞会が国会において開かれ、1990年には「光州民主化運動関連者に対する保障等に関する法律」が制定されている。
- 14) この記述・構成が争点になり得るものであることは、「主要事件を見る『代案教科書』の視点」（Chosun Online 2008/04/10）からうかがい知ることができる。そこでは朴正熙大統領暗殺事件から光州事件までが一括りにされ、1987年の民主化抗争以降の記述との間に明確な区切りが刻まれている。つまり、ここでの争点は「全斗煥政権は韓国史上の画期であるか否か」という

ものになろう。

- 15) こうした観点からすれば、光州事件において死刑判決を受けた金大中がソウル顕忠院に埋葬されたという事実が今後、本論で論じた韓国社会における「死者をめぐる政治」の展開に少なからぬ変化を与えるとも考えられる。この点は、今後の考察の課題としたい。

なお、大田顕忠院にはソウル顕忠院とは別に「国家元首墓域」があり、すでに安葬されている崔圭夏の墓所の他に、現在は7名分の区画が空き地となっている。

- 16) 事実、そうした鎮圧部隊として投入されて殉職・戦死した人物も、ソウルや大田の顕忠院に埋葬されている。

- 17) 一例を挙げておこう。殉国先烈を記念する「殉国先烈の日」(11月17日)は、1919年に上海で結成された大韓民国臨時政府に由来する歴史を持つ。光復・独立後も続けられてきたその日の記念行事は、1970年代以降、国家記念日である顕忠日(6月6日)の記念行事にいったん包含された。ところがその後、1997年に改めて「殉国先烈の日」が国家記念日に指定され、記念行事における殉国先烈と国軍戦死者との〈同居〉状態が解消されることになったのである。

そのような、戦死者の記念日をめぐる韓国内の経緯に関する詳細については、池映任『韓国国立墓地における戦死者祭祀に関する文化人類学的研究』(広島大学大学院国際協力研究科博士論文、2004年)の第4章「韓国における戦死者の記念日の形成過程—殉国先烈と戦没将兵を中心に」を参照されたい。

- 18) 言うまでもなくその「警戒心」「危機感」や「告発」は、民主化以前、「暴徒」「反乱者」とされていた光州事件犠牲者のそれとバラレルなものである。

- 19) 東義大事件に関しては、例えば「『東義大事件が民主化運動?』波紋広がる」(Chosun Online 2002/04/29)などを参照のこと。

- 20) 以下の引用は、「憲法裁、『東義大事件』の訴えを却下 遺族は猛反発」(Chosun Online 2005/10/28)による。

- 21)「『東西和合の契機に』ハンナラ党が5.18墓地を参拝」(Chosun Online 2004/08/30)などを参照。

- 22) 前掲「主要事件を見る『代案教科書』の視点」(Chosun Online 2008/04/10)参照。

- 23) 当時の論争とその〈雰囲気〉については、加藤『敗戦後論』の他、高橋哲哉『戦後責任論』(講談社、1999年)や、安彦一恵・魚住洋一・中岡成文〔編〕『戦争責任と「われわれ」—「歴史主体」論争をめぐる』(ナカニシヤ出版、1999年)などを参照。

- 24) 加藤典洋『敗戦後論』(ちくま文庫、2005年)343-344頁。

- 25) 内田樹「解説 卑しい町の騎士」(加藤『敗戦後論』文庫版所収)361頁。

- 26) この表現は、加藤典洋の言うところの「イデオロギー的な国民批判」という表現を踏まえている。

イデオロギー的な国民批判とは、国民をまずイデオロギーとしてとらえ、そのイデオロギーとしての国民に対する批判の立場から、いわばトップダウン式に、さまざまな事象に対処していくありかたをさしている。……イデオロギー的な国民批判は、この、そのつどよくも悪くもある国民という概念を、一色で悪としてとらえ、そこから判断を繰り返す。そのため、必ず、いや、国民というものはいいものだという、これも先回りの一色の国民称揚のイデオロギーを、対抗的に産みださないではないのである。

(加藤『敗戦後論』337-338頁)

『北東アジア研究』第18・19合併号（2010年3月）

キーワード 死者論 政治学 現代韓国 ナショナリズム

(TANAKA Satoru)